

社会経済史学会第83回全国大会(同志社大学)
パネル「武器移転の連鎖・還流と道徳的な問い」
問題提起「武器移転と道徳的問いの無力化」

2014年5月25日

小野塚 知 二

このパネルの目的は、武器移転の連鎖・還流構造と、そこに突き付けられた道徳的な問いとの関係を問うことにある。この目的の意味について、以下、若干の覚書を記す。

(1) 軍備・軍事、武器移転、その連鎖・環流

兵器^{*1}の生産・配備や軍事が一国に閉じた現象ではなく、多くの場合、武器移転をともなっていて生成していることは、いまや常識といってもよいが^{*2}、送出国と受入国の一対一の関係のみをもって武器移転は完結すると想定するならば、実際に観察される武器移転現象との間には大きな齟齬が発生するであろう。武器の取引のほとんどは一対一の関係に閉じることなく、武器は転々と移転するし、また、いったん入った武器は外に出、逆に外に出た武器が再び環流するという現象が容易に観察されるからである。こうした移転の連鎖や環流は、しばしば武器の旧式化・陳腐化にともなって軍隊から大量の兵器が放出され、中古兵器として二流市場や民間へと流出する現象として発生するが(竹内真人、鈴木淳、夏木碧)、武器の製造・開発技術や整備技術もしばしば連鎖構造をなし(高柳翔)、極端な場合は、たとえばイスラエルや南アフリカによる旧ソ連製兵器の近代化改修の事例にみられるように、その連鎖の始点と終点を明瞭には確定しがたいほどに入り組んだ複雑さを示すこともある。

(2) 武器移転への道徳的な問い

また、武器移転は通常の商取引や技術移転とは異なり、兵器が身体・生命・財産の破壊を目的とした道具であり、しかも権力基盤に関わる暴力装置を構成するがゆえに、それは本質的に道徳的な問いに曝されており、この問いに対して移転行為を正当化し、隠蔽しなければならない性格を有している^{*3}。道徳的な問いや正当化・隠蔽は個々の武器移転現象ごとに発生するのだが、武器移転が兵器の開発・生産の先進国から後進国への一方向的で一対一の現象にとどまらず、実際には複雑な連鎖・還流構造をなしているために、道徳的な問いは単純には効果を生じないであろう。逆に、武器移転に対する道徳的な問いを無力化するために、マネーロンダリングと同様に、移転を連鎖化することもありうる。

*1 本パネルで「武器」と「兵器」は同義で、相互に置き換え可能である。「武器移転」とはいうが「兵器移転」とは異なるなどの慣用的な使い分け以上の区別はない。

*2 小野塚知二「序章 兵器はいかに容易に広まったのか」(横井・小野塚編著『軍拡と武器移転の世界史 ―兵器はなぜ容易に広まったのか―』日本経済評論社、2012年)、小野塚知二「兵器はなぜ容易に広まったのか ―武器移転規制の難しさ―」(創価大学平和問題研究所『創大平和研究』第27号、2013年3月、pp. 65-91.)を参照されたい

*3 武器移転が通常の商取引や技術移転とは異なり、道徳的な問いを免れない点については、小野塚知二「武器移転はいかに正当化されたか ―実態と規範―」(横井・小野塚前掲書)および小野塚知二「兵器はなぜ容易に広まったのか」を参照されたい。

しかもこの問いは決して、兵器の保持や移転に対して否定的な向きでのみ発せられるわけではなく、兵器は自衛や独立の手段となり、また権力とは切り離せない道具であるから、道徳的な問いは武器移転を規制しようとすることや兵器保持を妨害することにも突き付けられることになる。こうした武器移転の複雑な連鎖・還流構造と、道徳的な問いの向きが否定・肯定の両様ありうることを背景として、武器移転の実態とそれをめぐる規範や言説の関係はきわめて複雑な様相を呈することになる。

(3) 武器輸出三原則の緩和と ATT

たとえば、日本の武器輸出三原則の背後に安全保障政策や外交政策だけでなく、道徳的な問いへの配慮が作用しているのは否めないが、その緩和は、直接的には日本からアメリカやイギリスなど兵器開発の最先進国への武器移転が容認されるようになったことを意味するとともに、移転はそこで終わるわけではなく、国際共同開発体制においては、移転は連鎖・還流の構造をなさざるをえないことを、それゆえ、武器移転に突き付けられた道徳的な問いもこの構造の中では不分明とならざるをえないことも意味している。また、武器貿易条約(ATT)の元来の発想には、軍事的・社会的に望ましくない事態が武器取引や生産拠点の拡散によってもたらされているとの道徳的な問いが色濃く反映していたが、ここでも複雑な武器取引の実態に規定内容を合わせるために、問いの効力は減殺されてきた。むしろ、そこでは、武器移転だけでなく、武器移転を規制することに対しても、さまざまな道徳的な問いが突き付けられ、武器移転規制も正当化を迫られることとなったのである。

(4) 相手による相違

このように移転・還流現象自体が道徳的な問いの効果に影響するだけではない。問いが誰に突き付けられるかによって、そもそも問いが異なるということもあるだろう。たとえば、問いを発する者がカトリックのキリスト教徒と仮定してみよう。彼または彼女から見て、武器移転の受け手がカトリックのキリスト教徒の場合と、新教徒である場合と、東方正教会である場合、異教徒である場合とでとてまったく同じ問いが発せられると素朴に想像することは難しい。受け手がヨーロッパの文明国である場合と、非ヨーロッパではあっても独自の文明・文化の保持をヨーロッパ側に「認められた」オスマン帝国、清国、日本のような場合と、独自の文明の保持を「認められず、動物と紙一重の野蛮状態」にある人々の誰に対しても同じ問いが発せられるなどということは現在にいたるまできわめてまれなことであろう。武器貿易条約とは、おもに「南」の低開発で不安定な社会への武器輸出を問題にする枠組であって、そこでは「北」の先進国間の武器移転を問う視点は初めから含まれていなかった。

また、送り手が大国の場合と新興の武器生産国の場合とでも相違があるだろうし、また戦勝国と敗戦国の場合とで、同じ問いに曝されるとは考えにくいだろう。たとえば、第一次世界大戦後のドイツの秘密の武器輸出と米英仏など連合国による武器輸出は決して同じ基準で見られていたわけではない。ドイツからの武器輸出は原則的に禁止され、連合国による管理委員会によって、少なくとも形式上は、「厳重に」監視されていた。また、同じく第一次世界大戦後に新たに登場したチェコスロヴァキア、スイス、スウェーデンのよう

な新興武器輸出国^{*4}が特に警戒されたのも、相手による問いの相違を物語る事例である。

(5) 時代状況による相違

武器移転に向けられる道徳的な問いは、時代状況によっても異なる。戦争中に同盟国に兵器を供与することに疑問を差し挟むのは勇気のいることだが、逆に第一次世界大戦のような未曾有の災厄を経験した直後の人々にとっては、逆に武器取引を放置するような態度は犯罪的な響きを持ったし、戦争の原因の一つとして兵器産業そのものを不胎化(sterilization)しなければならないという議論まで出現した。武器移転史研究の中で、武器移転をそれに突き付けられた道徳的問いとの関係でとらえようとした最初の試みは2009年によくよくなされたのだが^{*5}、道徳的な問いをめぐる問題が武器移転史研究の初発において問われなかったのは以下の理由によると考えられる。第一に、元の「武器移転」概念自体が冷戦期から冷戦解体期にかけて、大国にとって望ましくない武器の移転現象を規制するという政治・外交的な課題と結び付いて登場したものだが、そこには武器移転そのものへの道徳的な問いは作用していなかったと考えられるからである。その時期の大国の政治にとって、同盟国間の武器移転や衛星国への武器移転は推進さるべきことではあっても、決して疑問視されるようなことではなかったのである。第二に、武器移転史研究にとって決定的だったのは、奈倉・横井によって先鞭の付けられたこの分野は、まずは19世紀後半から第一次世界大戦に掛けての武器移転の「古典的な時代」^{*6}を対象として、まずは開拓されたのだが、この時代に「独立と自衛」のために急速に近代的な軍備を整えつつある国が、オスマン帝国、清国、日本、中南米諸国、ヨーロッパの西や東の小国など多数存在した状況では、潜在的にはありえたかもしれない武器移転への道徳的な問いは簡単に無力化してしまっただけで、武器移転史研究もまずは道徳的な問いとの関連は問わずに展開することとなったのである。しかし、この時代にあっても、竹内真人の研究が明らかにしてきたように、南西太平洋やアフリカ諸地域への武器移転を問題視する言説は無視しえない強さと広がりをもって存在しており、道徳的な問いの目立たないこの時期でも、相手によっては問いが顕在化することに注目すべきであろう。

(6) 兵器種類による相違

敵勢力からの空襲に悩まされる国が、外部から対空兵器を入手しようとし、また第三国がこの国に防空能力を供与する場合に、移転するのが、小銃である場合と、射撃用の管制計算盤の附属した高角機関砲である場合と、レーダー誘導の地対空ミサイルである場合とでも、その兵器入手・武器供与に向けられる問いの質は当然のことながら異なると考えられてきた。これは現在でも、武器貿易条約や安全保障貿易管理が、移転するものや技術が

*4 チェコスロヴァキアは旧オーストリア=ハンガリー帝国時代から兵器生産地域であったが、旧帝国として兵器を輸出するのと、新興の小国として輸出するのでは、扱われ方が異なったのである。戦間期のスイス(エリコン社、ゾルターン社)、スウェーデン(ボフォース社)はドイツからの兵器生産技術の移転によって、新たに武器輸出国となった。

*5 政治経済学・経済史学会2009年大会パネル「武器移転史のフロンティア 一人・もの・武器の交流の世界史的意味」。その成果は横井勝彦・小野塚知二編著『軍拡と武器移転の世界史 兵器はなぜ容易に広まったのか』日本経済評論社、2012年の第I部に収録されている。

*6 武器移転の「古典的な時代」という概念については、小野塚知二「序章 兵器はいかに容易に広まったのか」(横井・小野塚前掲書)を参照されたい。

何であるかに神経をとがらせていることにも現れている。ただし、注意を要するのは、兵器種類の相違が直ちに道徳的な問いを左右するというよりは、上述の、誰に対する武器移転かということと、いかなる時代状況かということの両面から規定されていることであって、兵器種類による相違は、相手による相違と時代状況による相違の従属変数と考えるべきであろう。

(7) 武器移転の連鎖・環流構造と道徳的な問いの関係

こうした若干の例を眺めるだけでも、武器移転の連鎖・環流構造と道徳的な問いとがきわめて複雑な関係にあることが予想されるのだが、このパネルでは、武器移転の連鎖・環流構造と道徳的な問いとの関係について、おもに、古くから現在まで絶えず続いてきた小火器の移転現象について、いくつかの特徴的な事例を踏まえて検討することにしよう。

このパネルで扱う事例は、まず、キリスト教の教義ゆえに武器への道徳的な問いを免れないが、他方で、実際の宣教活動のために、また世俗的活動の目的のためにも、武装や武器移転を正当化したイエズス会など近世カトリック修道会の事例(高橋裕史)^{*7}、自国のみが武器移転規制に乗り出すと他国の兵器取引を活発化する可能性があると考えられたにもかかわらず、史上最初の国際的な武器移転規制の枠組みに道を開いたイギリスの諸宣教団体の活動と議論の事例(竹内真人)、銃器製造技術の移転が当時の時代状況では単なる工作機械の移転と見なされたがゆえに武器移転に対する道徳的な問いを免れた事例(高柳翔)、幕末期以降の新式銃の流入と武士身分の解体の中で、大量の旧式軍用銃の流出を経験した日本の事例(鈴木淳)、そしてさまざまな原則と価値の競合関係の中で、おもに「南」の諸国・地域に対する介入的な規制の枠組みに道を開いた武器貿易条約交渉の経験(夏木碧)の五つであるが、むろん、参加者との討論の中ではそれ以外の事例にも眼を向けたい。

(8) 本パネルの共通の問い

このパネルで共通に問おうとしているのは、武器移転と武器移転規制とに対してさまざまな問いが併存し、競合しているなかで、なぜ特定の論理(ある問いを有効にする論理であれ、それを無効化する論理であれ)が支配的になるのかということである。予め、議論にある程度の方向性をもたせるために、このパネルは、この大きな問いを、状況と経路に関する二つのより下位の問いに分解することにしたい。第一は、ある武器移転現象や兵器の流出・伝播の実態的な状況(誰が誰に対して何を移転したのか?)や、移転を推進する手段と移転を規制する手段の具体的な賦存状況(何が移転/規制に利用可能な手段であったか?)がいかに、特定の論理と親和的であったかという問いである。第二は、武器移転・武器移転規制を正当化し、また無力化する特定の論理は、いかなる歴史的経緯の中に機能しているのか(それぞれの論理の前史、生成、変容、終焉)という問いである。第一の問いは、武器移転の具体的な状況と手段が特定の論理を選択する側面(より広くいうなら、いかなる時代状況がいかなる問いを浮かび上げさせ/消し去るのかということ)を照らし出し、第二の問いは、論理が自らを現実に適応させてきた面を照らし出すであろう。

*7 高橋報告では、時代および史料の制約から、必ずしも小火器の移転現象のみに注目するわけではなく、イエズス会による軍事活動という、より広い文脈と論点から議論がなされるであろう。